

## 申告に必要な書類

- (1) 「確定申告書」(税務署から届いている申告書)
- (2) 「印鑑」(認印で結構です)
- (3) 「源泉徴収票」「支払明細書」(給与・年金等のある方)
- (4) 「売買契約書」「仲介手数料等の必要経費の領収書」  
(土地等の譲渡のある方)
- (5) 「医療費の領収書」「保険からの補てん金額の明細書」  
(医療費控除を受ける方)
- (6) 「国民年金保険料の納付証明書」  
(国民年金保険料の控除を受ける方は添付が義務付けられました)
- (7) 「支払保険料の証明書」(各保険料の控除を受ける方)
- (8) 「口座番号のわかるもの(預金通帳等)」
- (9) その他申告に必要と思われる書類

◆農業所得の申告をされる方は・・・  
①「帳簿等及び保存書類」(領収書等)

## 土地や建物を

### 売ったとき

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得とい其他の所得と分離し税金を計算します。

譲渡所得は売った土地や建物を、いつから所有していたかによって「長期(所有期間が五年を超えるもの)」「短期(同五年以下のもの)」に区分します。

## 税額の計算方法

- ① 長期譲渡所得  
特別控除や必要経費を減算後の課税譲渡所得の二〇%の所得税(うち住民税五%)
- ② 短期譲渡所得  
課税譲渡所得の三九%の所得税(うち住民税九%)

## 農業所得の計算方法

農業をされている方すべての方が「収支計算」方式によりますので、申告の前に次の①～③の準備をしてお出かけください。(集計作業ができていないと、当日受付できない場合があります)ので必ず事前に行ってください。

- ① 保存作業  
営農(経済貯金)口座を通る取引と通らない取引(現金決済・他口座利用など)に区別し、農業収入及び農業経費に関する書類を保存してください。『保存年限：7年』
- ② 記帳作業  
保存書類を基に、帳簿等に分かりやすく記載して下さい。帳簿の様式は問いませんが、「月別集計」のできるものが便利です。
- ③ 集計作業  
転記した帳簿等を基に、年間分を集計します。集計内容を「収支内訳書」に記入し、一年のまとめ(決算)を行うして下さい。

農業収支の作成について不明な点がありましたら、役場 税務室までお尋ねください。

《参考》 去年又は一昨年に農業等の所得が三百万円以上の方は、税の特典がある青色申告をお勧めします。

## 消費税の確定申告が必要な方

◎課税売上高が、一千万円を超えると消費税の申告と納税が必要です。

平成十六年分の課税売上高が一千万円を超える場合には、平成十八年分は課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。

また、新たに平成十八年分の課税売上高が一千万円を超える場合には、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。

なお、平成十八年分の課税売上高が一千万円以下であっても、平成十六年分の課税売上高が一千万円を超えていれば申告の必要があります。

【ご注意ください】  
記帳及び帳簿等の保存が必要です。

課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

◎課税売上高が一千万円以下となった場合には、速やかに「消費

## 一時所得の申告

一時的な所得で、労務や役務の対価性がなく、資産の譲渡の対価としての性質もなく、しかも、営利を目的とする継続的行為から生じたものでない所得を一時所得といいます。

一時所得には、生命保険契約等に基づいて支払いを受ける一時金及び年金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などです。忘れずに申告してください。

### 一時所得の計算方法

総収入金額(受け取り金)ー収入を得るために支出した金額(掛け金等)ー特別控除(五十万円)＝一時所得の金額

なお、一時所得は、その所得金額の二分の一に相当する金額が課税対象です。

※一時所得並びに企業年金等の受給者で未申告の方は、後日税務署等から課税資料の提供を受け、一時所得・雑所得として総合所得に合算し、住民税・国民健康保険税・介護保険料等を再計算し、追加課税をさせていただきますのでご了承ください。